労災保険率及び第一種特別加入保険料率

令和3年度から変更はありません

(平成30年4月1日改定) (単位:1/1,000)

業種	改定後の料率		1/1,000) 変化
	60	60	Z 10
海面漁業	18	19	7
たこれが 定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	<i>\</i>
原油又は天然ガス鉱業	2. 5	3	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
 	49	<u>9</u> 52	<u>'</u>
<u>ポープ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	26	<u>92</u> 26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62		7
道路新設事業	<u>1</u> 1	<u>/.ÿ</u> 11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9. 5	7
	9. 5	11	7
既設建築物設備工事業	12	 15	7
機械装置の組立て又は据付けの事業	6. 5	6. 5	
その他の建設事業	15	17	7
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4. 5	7
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6. 5	7	7
印刷又は製本業	3. 5	3. 5	
	4. 5	4. 5	
ガラス又はセメント製造業	6	5. 5	7
	13	13	
	18	19	7
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6. 5	7	7
	7	6. 5	7
	5. 5	5. 5	
 鋳物業	16	 18	7
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6. 5	6. 5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5. 5	7
電気機械器具製造業	2. 5	3	7
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2. 5	2. 5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3. 5	3. 5	
その他の製造業	6. 5	6. 5	
交通運輸事業	4	4. 5	7
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	7
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	7
<u>バルベンステクス には、アンス に</u> ビルメンテナンス業	5. 5	5. 5	
一次 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6. 5	 7	<i>\</i>
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2. 5	2. 5	
<u>元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1</u>	3	3. 5	<i>\</i>
金融業、保険業又は不動産業	2. 5	2. 5	
その他の各種事業	3	3	